

北上地区広域行政組合特定事業主行動計画

令和8年3月25日

次世代育成支援対策法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、ワークライフバランスの確立に向け、スマートワークを実践するため、北上地区広域行政組合が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2. 推進体制

本組合では、事務局総務係が本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について担当する。

3. 次世代育成支援対策に関する状況把握、課題分析

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員全体が積極的に子育てを支援する体制の状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

(1) 職員1人当たりの年次休暇取得率

	年次休暇の平均 取得日数	1人当たり 平均	取得日・時間数	対象 人数
令和6年度	20.6日	103.3%	186日 5.5時間	9人
令和5年度	17.0日	85.0%	153日 5.25時間	9人
令和4年度	16.5日	82.7%	149日 5時間	9人
令和3年度	12.4日	62.2%	112日 5.75時間	9人
平均	16.6日	83.3%	150日	

※計算方法

- ・対象人数：年度の全期間在籍した職員から短時間職員を除いた数
- ・取得日・時間数：対象職員が当該年度に取得した年次休暇の日・時間数
- ・1人当たり年次休暇取得率：取得日・時間数／付与日・時間数

4. 女性の職業生活における活躍に関する状況把握、課題分析

法第19条第3項及び法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第3条に基づき、女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

(1) 女性職員の割合（令和7年4月1日現在）

（単位：人、％）

	男 性	女 性	合 計	女性の割合
正職員	7	0	7	0
再任用職員	1	0	1	
会計年度任用職員	2	0	2	
北上市からの派遣職員	2	0	2	

(2) 採用した職員に占める女性の割合

（単位：人、％）

各年度採用者	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
男 性	1（0）	0（0）	0（1）	0（1）	1（1）	
女 性	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	
合 計	1（0）	0（0）	0（1）	0（1）	1（1）	
割 合	男性	100.0(0.0)	0.0(0.0)	0.0(100.0)	0.0(100.0)	100.0(100.0)
	女性	0.0(0.0)	0.0(0.0)	0.0（0.0）	0.0（0.0）	0.0（0.0）

※（）内は再任用職員及び会計年度任用職員の数。

(3) 継続勤務年数の割合

（平均勤続年数（令和7年4月1日現在））

職員全体	男性職員	女性職員
12年	12年	0

※正職員の継続勤務年数

(4) 職員一人当たり各月ごとの時間外勤務時間

(単位：時間)

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間外勤務時間	4.0	1.3	0.6	0.6	0.6	4.1	0.3	1.1	4.7	0.9	3.1	2.6

※正職員5人、再任用職員1人及び派遣職員1人の平均時間

(5) 管理的地位にある職員に占める女性の割合（令和7年4月1日現在）

(単位：人、%)

管理職数	男性管理職 職員数	女性管理職 職員数	男性管理職 登用率	女性管理職 登用率
2	2	0	100.0	0.0

(6) 各役職段階に占める女性の割合（令和7年4月1日現在）

(単位：人、%)

	職員数	うち女性	女性の割合
部長相当職	1	0	0
課長相当職	1	0	0
課長補佐相当職	1	0	0
係長相当職	1	0	0

(7) 男女別の育児休業取得率（令和6年度）

(単位：人、%)

	男性	女性
対象者	1	0
取得者（割合）	0	0
平均取得日数	0	0

(8) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（令和6年度）

(単位：人、%)

	対象者	休暇取得者数	休暇取得率	休暇取得者の 平均取得日数
配偶者出産休暇	0	0	0	0
育児参加のための休暇	1	0	0	0

(9) セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

北上地区広域行政組合職員ハラスメント防止等規程を令和7年度に策定済み。令和7年度メンタルヘルス講習会「パワハラ防止と部下指導」に2名参加。

5. 目標と取組

当組合は、採用試験においても女性からの応募がない状況であることから、任用する女性に関する目標は定めず、職員の職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備について、次のとおり目標を設定する。

(1) 目標

- ・令和12年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を100%とする。
- ・令和12年度までに、職員1人当たりの年次休暇取得率85%以上とする。

(2) 目標を達成するための取組

- ① 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇制度を利用可能な男性職員に、制度の内容の周知を行う。
- ② 管理職を対象とした人事評価研修等を活用し、仕事と生活の調和に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境作りに向け、管理職員のマネジメント能力の向上を図る。